

議案第17号

大津市立幼稚園保育料等に関する条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市立幼稚園保育料等に関する条例

大津市立幼稚園保育料等に関する条例（昭和36年条例第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、大津市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の保育料及び預かり保育料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 預かり保育 教育課程に係る教育時間（以下「教育時間」という。）以外の時間帯において幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う教育活動をいう。
- (2) 子育て支援型預かり保育 保護者の子育てを支援するため、教育時間の終了後において実施する預かり保育をいう。
- (3) 就労支援型預かり保育 保護者の就労等を支援するため、教育時間の開始前及び終了後並びに幼稚園の夏季、冬季及び学年末等における休業日において実施する預かり保育をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（保育料）

第3条 幼稚園における教育を受ける支給認定子どもに係る支給認定保護者は、規則で定めるところにより、法附則第9条第1項第1号イの規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した額及び同号ロに掲げる額の合計額の範囲内において規則で定める額（法第28条第1項第

1号の規定の適用を受ける支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては法附則第9条第1項第2号イ(1)の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した額及び同号イ(2)に掲げる額の合計額の範囲内において規則で定める額とし、特別利用教育を受ける支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては法第28条第2項第3号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内において規則で定める額とする。)の保育料を市に納付しなければならない。

2 市長は、特別の事情があると認めるときは、前項の保育料を減額し、又は免除することができる。

(預かり保育料)

第4条 預かり保育を利用する支給認定子どもに係る支給認定保護者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる利用する預かり保育の区分に応じ、当該各号に定める額の預かり保育料を市に納付しなければならない。

(1) 子育て支援型預かり保育 日額300円(利用時間が2時間を超える場合にあっては、600円)

(2) 就労支援型預かり保育 月額15,000円(月の途中から預かり保育を利用し、又は月の途中で預かり保育を利用しないこととなった場合における当該月においては、それぞれ1月とする。)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、幼稚園の保育料及び預かり保育料の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に入園した者に係る入園料及び平成27年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する等の条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する等の条例

(大津市児童福祉施設条例の一部改正)

第1条 大津市児童福祉施設条例(昭和44年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「大津市保育の実施に関する条例(昭和62年条例第3号)第2条に規定する基準に該当する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する支給認定子ども(同法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を提供する必要があると市長が認める場合に限る。以下同じ。)
- (2) 法第24条第5項又は第6項の規定による措置が必要であると市長が認める児童(前号に掲げる者を除く。)

第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(保育料)

第4条 保育所における保育を受ける支給認定子どもに係る支給認定保護者(子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。)は、規則で定めるところにより、同法第27条第3項第1号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内において規則で定める額(特別利用保育を受ける支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては、同法附則第9条第1項第2号ロ(1)の規定により内閣総理大臣

が定める基準により算定した額及び同号ロ(2)に掲げる額の合計額の範囲内において規則で定める額)の保育料を市に納付しなければならない。

- 2 市長は、特別の事情があると認めるときは、前項の保育料を減額し、又は免除することができる。

(延長保育料)

第5条 延長保育（市長が必要と認める1日当たりの保育時間を超えて行う保育をいう。以下同じ。）を受ける児童の保護者（子ども・子育て支援法第6条第2項に規定する保護者をいう。）は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる1日当たりの延長保育の保育時間の区分に応じ、当該各号に定める額の延長保育料を市に納付しなければならない。

- (1) 30分まで 月額1,000円
- (2) 30分を超え60分まで 月額2,000円

(大津市保育の実施に関する条例及び大津市児童福祉負担金条例の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 大津市保育の実施に関する条例（昭和62年条例第3号）
- (2) 大津市児童福祉負担金条例（平成12年条例第4号）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(大津市児童福祉負担金条例の廃止に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の助産の実施、母子保護の実施及び保育の実施に係る負担金については、なお従前の例による。

議案第19号

大津市立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例

大津市立母子生活支援施設条例（平成22年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第2号に規定する保育認定子どもであつて、法第24条第4項に規定する保育の利用ができていないものであること。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第20号

大津市子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例

大津市子育て総合支援センター条例(平成17年条例第70号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第24条第2項に規定する」を「第24条第1項の規定による保育所における」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 21 号

大津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

平成 27 年 2 月 16 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市都市公園条例の一部を改正する条例

大津市都市公園条例（昭和 40 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 5 項の表中「小学校若しくは」を「小学校の児童、」に改め、同項の表備考第 3 項を次のように改める。

3 この表中「中学生等」とは、中学校の生徒、小学校の児童及び小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

大津市教育相談センター条例の一部を改正する条例の制定について

平成 27 年 2 月 16 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市教育相談センター条例の一部を改正する条例

大津市教育相談センター条例（平成 11 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「又は保育所」を「、保育所又は幼保連携型認定こども園」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

大津市市民プール条例の一部を改正する条例の制定について

平成 27 年 2 月 16 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市市民プール条例の一部を改正する条例

大津市市民プール条例（昭和 50 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 1 項を次のように改める。

- 1 この表中「中学生等」とは、中学校の生徒、小学校の児童及び小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

大津市長等倫理条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市長等倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、市長、副市長、公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員（以下「市長等」という。）の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、市政に対する市民の信頼を確保し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(市長等の責務)

第2条 市長等は、その権能と責務を深く自覚し、市民の信頼に値する倫理の保持及びその向上に努めなければならない。

(市長等が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第3条 市長等は、いやしくもその職務や地位を利用して不正な金品を受領してはならない。

2 市長等は、市職員の公正な職務の執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけてはならない。

3 市長は、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある政治活動に関する寄附を受けてはならない。

(請負契約等の締結及び指定管理者の指定に関して倫理の保持のために講ずべき事項)

第4条 市長等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第142条（同法第166条第2項において準用する場合を含む。）及び第180条の5第6項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の2第11項において準用する場合を含む。）の規定の趣旨を尊重し、それぞれの権限に属する事務の執行に関し、次に掲げる者が市と請負契約（下請負を含む。）、

一般物品納入契約及び業務委託契約（以下「請負契約等」という。）を締結し、又は市から指定管理者の指定を受けることにより、市民に疑惑の念を生じさせないため、自らの責任において、その者にこれらを辞退する旨の書面（以下「辞退届」という。）を提出させるよう努めなければならない。

- (1) 市長等の配偶者又は2親等以内の親族であつて、事業を行っている者
- (2) 市長等が私的な関係（市長等としての身分にかかわらない関係をいう。）により役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）となっている法人（その業務が市の事務又は事業と密接な関連を有するものを除く。以下同じ。）
- (3) 市長等の配偶者又は2親等以内の親族が役員となっている法人
- (4) 市長等が資本金等の3分の1以上を出資している法人
- (5) 市長等が年額100万円以上の報酬等（顧問料その他名目を問わない。）を受領している法人
- (6) 市長等が経営方針又は主要な取引に関与している法人

2 市長等は、前項各号に掲げる者に対し、市長等の任期開始の日から30日以内（任期開始の日後に前項各号のいずれかに該当することとなった場合にあっては、当該該当することとなった日から30日以内）に、辞退届を市長に提出させるよう努めなければならない。

3 市長は、辞退届が提出されたときは、その旨を公表しなければならない。

4 市長等は、市と請負契約等を締結し、又は市から指定管理者の指定を受けた者が第1項各号に掲げる者に該当することが明らかとなったときは、その者に当該請負契約等又は指定管理者の指定を辞退させるよう努めなければならない。

（市民の調査請求権）

第5条 市民は、市長等が前2条の規定に違反している疑いがあると思料するときは、規則で定めるところにより、有権者50人以上の者の連署をもって、その代表者（以下「調査請求代表者」という。）から理由を記載した書面を提出して、市長に対し、調査を請求することができる。

（調査の手続）

第6条 市長は、前条の規定により提出された書面（以下「調査請求書」という。）を受理したときは、遅滞なく、当該調査請求書の写しを大津市公正職務審査委員会（以下「委員会」という。）に送付し、調査を求めなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定により調査請求書の写しが送付されたときは、速やかに当該調査請求の対象とされた事項の調査を行わなければならない。
- 3 委員会は、調査の対象となる市長等（以下「調査対象者」という。）に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、調査請求代表者その他の関係者に対し、資料の提出を求め、又は委員会の会議に出席を求めてその説明を聴くことができる。
- 5 調査対象者は、委員会の調査に協力しなければならない。

（調査報告書の提出）

第7条 委員会は、前条第1項の規定により調査請求書の写しの送付を受けた日から60日以内に当該調査の結果を記載した報告書（以下「調査報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 調査報告書には、必要に応じ、調査対象者が講ずべき措置に関する意見を付すことができる。
- 3 委員会は、調査対象者が委員会の調査を拒否し、又は調査に協力しなかったときは、その旨を調査報告書に記載しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定により調査報告書が提出されたときは、その写しを調査請求代表者及び調査対象者に送付するとともに、調査報告書の概要を公表しなければならない。
- 5 調査対象者は、調査報告書に第2項に規定する意見が付されたときは、当該意見を尊重し、必要な措置を講じなければならない。
- 6 市長は、第1項の規定により提出された調査報告書を、当該調査報告書が提出された日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に在職する市長等についての第4条第2項の規定の適用については、同項中「市長等の任期開始の日から30日以内（任期開始の日）」とあるのは、「この条例の施行の日から30日以内（この条例の施行の日）」とする。

大津市職員倫理条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市職員倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令等 法律若しくは法律に基づく命令（告示を含む。）又は本市の条例若しくは本市の執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）若しくは滋賀県の条例若しくは滋賀県知事若しくは滋賀県教育委員会の規則をいう。
- (2) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（以下「一般職員」という。）及び同条第3項第3号に掲げる職にある者をいう。
- (3) 事業者等 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。
- (4) 利害関係者 一般職員が職務として携わる次のアからキまでに掲げる事務の区分に応じ、当該アからキまでに定める者をいう。ただし、一般職員の職務との利害関係が潜在的なもの

にとどまる者又は一般職員の裁量の余地が少ない職務に関係のある者として任命権者が定める者を除く。

ア 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号又は大津市行政手続条例（平成8年条例第30号）第2条第7号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（次項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

イ 補助金等（本市が本市以外の者に対して交付する補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。）を交付する事務 当該補助金等（当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする間接補助金等を含む。）の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

ウ 立入検査、監査又は監察（法令等の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

エ 不利益処分（行政手続法第2条第4号又は大津市行政手続条例第2条第8号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人

オ 行政指導（大津市行政手続条例第2条第9号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

カ 事業の発達、改善及び調整に関する事務（アからオまでに掲げる事務を除く。） 当該事業を行っている事業者等

キ 市の支出の原因となる契約又は地方自治法第234条第1項に規定する契約に関する事務 これらの契約を締結している事業者等又は特定個人、これらの契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

2 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第3号の事業者等とみなす。

3 一般職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該一般職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の一般職員の利害関係者であるときは、当該利害

関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の一般職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった一般職員の利害関係者であるものとみなす。

- 4 他の一般職員の利害関係者が、一般職員をしてその職に基づく影響力を当該他の一般職員に行使させることにより自己の利益を図るためその一般職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の一般職員の利害関係者は、その一般職員の利害関係者でもあるものとみなす。

（職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

- 2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

- 3 職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者から金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待（以下「贈与等」という。）を受けると等市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

- 4 職員は、職務の遂行に当たっては、常に適正な事務の処理に努めるとともに、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

- 5 職員は、勤務時間の内外を問わず、非行その他の公務に対する市民の信頼を傷つける行為をすることのないよう、常に自らを厳しく律しなければならない。

（任命権者の責務）

第4条 任命権者は、職員の職務に係る行為が市民の疑惑や不信を招くことがないよう常に注意を喚起するとともに、職員に対する研修その他の職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（管理監督者の責務）

第5条 職員を管理し、又は監督する地位にある職員（以下「管理監督者」という。）は、その地位の重要性を自覚するとともに、管理又は監督の対象となる職員に対し、職務に係る倫理の保持のために必要な指導を行い、自ら職員の模範となるよう行動しなければならない。

（倫理監督者）

第6条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督者を置く。

- 2 倫理監督者は、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成23年条例第48号）第27条第1項に規定するコンプライアンス推進員の職にある者をもって充てる。
- 3 倫理監督者は、職員に対し、その職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

（利害関係者との間における禁止行為）

第7条 一般職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花（香典及び供花にあつては、社会通念上儀礼の範囲を超えるものに限る。）その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
 - (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
 - (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
 - (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
 - (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
 - (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - (8) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
 - (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - (2) 多数の者が出席するパーティー等（飲食物が提供される会合であつて、立食形式その他公開性の高い形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
 - (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害

関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。))。

- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 多数の者が出席するパーティー等において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

3 第1項の規定の適用については、一般職員(同項第9号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。)が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該一般職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第8条 一般職員は、私的な関係(一般職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。)がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号(第9号を除く。)に掲げる行為を行うことができる。

2 一般職員は、前項の公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、管理監督者又は倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第9条 一般職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が6,000円を超えるときは、あらかじめ、その旨を任命権者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができない場合においては、事後において速やかにその旨を任命権者に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による届出を要しない。

- (1) 利害関係者が一般職員と私的な関係がある者であるとき。

(2) 利害関係者が一般職員と同じ部局若しくは機関で勤務した関係又は本市の機関が行った研修若しくは本市から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者である場合において、当該利害関係者以外の者を含む多数の者が飲食をする場に出席するとき。

(3) 一般職員が、本市が主催し、又は共催する事業に職務として出席するとき。

(利害関係者以外の事業者等との間における禁止行為)

第10条 一般職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 一般職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(贈与等の報告)

第11条 一般職員は、事業者等から、贈与等を受けたとき又は事業者等と一般職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次に掲げる報酬の支払を受けたとき（当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき6,000円を超える場合に限る。）は、任命権者が定めるところにより、贈与等報告書を任命権者に提出しなければならない。

(1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬

(2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、一般職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等の報酬

(贈与等報告書の保存)

第12条 任命権者は、前条の規定により提出された贈与等報告書を、当該贈与等報告書が提出された日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(違反行為があった場合の措置)

第13条 任命権者は、職員がこの条例の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）を行った疑いがあると思料するときは、直ちに調査を行い、又は倫理監督者その他任命権者が適当と認める者に調査を行わせるものとする。

2 任命権者は、違反行為があったと認めるときは、その程度に応じて、その職員に対し、懲戒処分その他の措置をとるものとする。

(運用状況の公表)

第14条 市長は、毎年、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について公表しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する教育長については、適用しない。

平成27年度における職員の給与の特例に関する条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

平成27年度における職員の給与の特例に関する条例

(市長等の給料月額の特例)

第1条 市長及び副市長の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における給料月額は、大津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の3.8に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は同項の規定による額からその100分の15（副市長にあつては、100分の5）に相当する額を減じた額とし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は同項の規定による額とする。

第2条 公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の特例期間における給料月額は、大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第39号）第3条第1項、大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第22号）第3条第1項及び大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例（昭和36年条例第17号）第3条の規定にかかわらず、これらの規定による額からその100分の3.8に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定による額とする。

(一般職の職員の給料月額の特例)

第3条 大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第1号若しくは第2号イに掲げる給料表又は大津市教育公務員の給与に関する条例（昭和32年条例第22号。以下「教育公務員給与条例」という。）第4条第1項に掲げる給料表の適用を受ける職員の特例期間における給料月額は、給与条例第3条から第5条

まで及び大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成２７年条例第号）附則第３項から第５項まで又は教育公務員給与条例第４条から第６条まで及び大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成２７年条例第号）附則第３項から第５項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下「基礎給料月額」という。）から、次の表の左欄に掲げる当該職員の職の区分に応じ、同表の右欄に定める割合に相当する額（その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当（地域手当にあっては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。以下同じ。）の額、給料の調整額（手当の額及び勤務１時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合に限る。）、勤務１時間当たりの給与額（大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第６号）第１４条第３項、大津市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第１号）第１７条第１項若しくは第２０条第１項において読み替えて準用する給与条例第１４条第１項若しくは大津市職員の育児休業等に関する条例第２３条、大津市職員の修学部分休業に関する条例（平成１７年条例第２号）第３条又は給与条例第１２条（教育公務員給与条例第１４条第１項において準用する場合を含む。）の規定による給与の額の算出の基礎となる場合を除く。）及び教職調整額（手当の額の算出の基礎となる場合に限る。）の算出の基礎となる給料月額は、基礎給料月額とする。

部長及び部長相当職	１００分の２．９
次長及び次長相当職	１００分の２．６
課長及び課長相当職	１００分の２．３
課長補佐及び課長補佐相当職	１００分の１．３
大津市立幼稚園の園長及び園長相当職	１００分の１．３

附 則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

議案第 27 号

大津市小児慢性特定疾病審査会条例の制定について

平成 27 年 2 月 16 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市小児慢性特定疾病審査会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 4 第 1 項の規定に基づき設置する大津市小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 6 人以内をもって組織する。

(報酬)

第 3 条 審査会の委員（小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師である委員に限る。）の報酬の額は、大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和 31 年条例第 19 号）の規定にかかわらず、日額 14,000 円とする。

(庶務)

第 4 条 審査会の庶務は、健康保険部において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大津市附属機関設置条例の一部改正)

2 大津市附属機関設置条例（平成 24 年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市小児慢性特定疾患対策協議会の項を削る。

(大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

- 3 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 附属機関の委員の項中「大津市小児慢性特定疾患対策協議会の委員（学識経験を有する者及び医療関係団体から選出された者である委員に限る。）及び」を削る。

大津市介護保険法に基づく地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に
関する基準を定める条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市介護保険法に基づく地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に
関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第5項の規定に基づき、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要な基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 地域包括支援センターは、次条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、大津市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

3 地域包括支援センターは、各被保険者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保しなければならない。

い。

- 4 地域包括支援センターの職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。
- 5 地域包括支援センターは、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。
- 6 地域包括支援センターは、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の地域包括支援センターと連携し、及び協力することができる体制を構築するよう努めなければならない。

（職員及びその員数）

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
 - (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
 - (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人
- 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると天津市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合における当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市工場立地法準則条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市工場立地法準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第2項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（以下「市準則」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(適用区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 市準則を適用する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表に定めるとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域（以下「甲区域」という。）	100分の15以上	100分の20以上
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域（以下「乙区域」という。）	100分の10以上	100分の15以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第4条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複す

る土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

- 第5条 特定工場の敷地が甲区域、乙区域又は非適用区域(甲区域及び乙区域以外の区域をいう。以下同じ。)のうち、2以上の区域にわたる場合における第3条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合(以下「敷地割合」という。)につき、甲区域又は乙区域の敷地割合が最も高いときは当該敷地割合が最も高い区域に係る同条の表の規定を、甲区域及び乙区域の敷地割合の合計が2分の1以上であるときは甲区域又は乙区域のうち敷地割合が高い方の区域に係る同表の規定をそれぞれ当該特定工場の敷地の全部に適用し、非適用区域の敷地割合が2分の1を超えるときは同表の規定を適用しない。
- 2 前項の規定により第3条の表の規定を特定工場の敷地の全部に適用する場合において、甲区域及び乙区域の敷地割合が同じときは、甲区域に係る第3条の表の規定を適用する。

(本市に隣接する地方公共団体の長との協議)

- 第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附 則

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 昭和49年6月28日以前に設置され、又は同日において設置のための工事が行われていた特定工場(以下「既存工場等」という。)において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、附則別表に規定する式によって行うものとする。

附則別表(附則第2項関係)

- 既存工場等が工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)別表第1の上欄に掲げる業種の区分のいずれか一の区分に属する場合

既存工場等が 存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い 設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い 設置する環境施設の面積
甲区域	$G \geq (P/\gamma)(0.15 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.15 - (G_0/S)) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S -$	$E \geq (P/\gamma)(0.2 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.2 - (E_0/S)) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$

	G_1 とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
乙区域	$G \geq (P/\gamma)(0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma)(0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

2 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる業種の区分の2以上の区分に属する場合

既存工場等が 存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い 設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い 設置する環境施設の面積
甲区域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j)(0.15 - (G_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j)(0.15 - (G_0/S)) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j)(0.2 - (E_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j)(0.2 - (E_0/S)) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
乙区域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j)(0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j)(0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j)(0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j)(0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種の区分についての同表の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超

える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G 1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E 0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E 1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

n 当該既存工場等が属する業種の区分の個数

P j 当該変更に係る j 業種の区分に属する生産施設の面積

γ_j j 業種の区分についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

大津市まちなか交流館条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市まちなか交流館条例

(設置)

第1条 本市の商業の振興、市民の交流の促進及び中心市街地の活性化を図るため、大津市まちなか交流館（以下「交流館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 交流館の位置は、大津市長等二丁目9番1号とする。

(事業)

第3条 交流館においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 商業体験を行うための場所の提供に関する事業
- (2) 市民の交流のための場所の提供に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交流館の設置の目的を達成するために必要な事業

(ホール等の使用の許可)

第4条 交流館のコミュニティホール又は商業体験スペース（以下「ホール等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、第8条の規定に基づき交流館の管理を行う者（以下同条を除き、「指定管理者」という。）に申請し、その許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、ホール等の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付することができる。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホール等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) ホール等の施設又は備品を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。

(3) その他交流館の管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、ホール等の使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 前項各号のいずれかに該当したとき。

(コミュニティホールの利用料金)

第5条 交流館のコミュニティホールの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可の際に、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第7条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第8条 交流館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の基準)

第9条 指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 交流館の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。

(2) 交流館の設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。

(3) 交流館の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

(指定管理者が行う管理の基準)

第10条 指定管理者は、交流館の開館時間及び休館日の定めに従い、交流館を適正に利用に供さなければならない。

2 前項の交流館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) ホール等の使用の許可に関する業務
- (3) 交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、交流館の管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、公布の日から施行する。

(平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間における利用料金の上限額に関する特例)

2 この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間における別表の規定の適用については、同表中「970円」とあるのは「810円」と、「1,450円」とあるのは「1,210円」と、「1,290円」とあるのは「1,080円」と、「1,940円」とあるのは「1,620円」と、「640円」とあるのは「540円」とする。

別表 (第5条関係)

使用時間	利用料金の上限額	
	市民	市民以外の者
午前10時から午後1時まで	970円	1,450円
午後1時から午後5時まで	1,290円	1,940円
午後5時から午後7時まで	640円	970円

備考 使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合

(入場料等のうち最高額のものが1,500円未満の場合を除く。)又は営利若しくは営業宣伝その他これに類すること(以下「営利等」という。)を目的として使用する場合の利用料金の上限額は、この表による利用料金の上限額に次に定める割合に相当する額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 入場料等のうち最高額のものが1,500円以上3,500円未満の場合 5割
- (2) 入場料等のうち最高額のものが3,500円以上の場合 10割
- (3) 営利等を目的として使用する場合(前2号に該当する場合を除く。) 5割

大津市大津祭曳山展示館条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市大津祭曳山展示館条例

(設置)

第1条 大津祭の歴史及び伝統を継承し、もって市民の文化の向上及び発展に寄与するとともに、本市の観光の振興を図るため、大津祭曳山展示館（以下「展示館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 展示館の位置は、大津市中央一丁目2番27号とする。

(事業)

第3条 展示館においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大津祭曳山に関する資料の収集及び展示に関する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、展示館の設置の目的を達成するために必要な事業

(ホールの使用の許可)

第4条 展示館の多目的ホール（以下「ホール」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、第8条の規定に基づき展示館の管理を行う者（以下同条を除き、「指定管理者」という。）に申請し、その許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、ホールの管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付することができる。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホールの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) ホールの施設又は備品を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) その他展示館の管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、ホールの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 前項各号のいずれかに該当したとき。

（ホールの利用料金）

第5条 使用者は、使用の許可の際に、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第6条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第7条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（指定管理者による管理）

第8条 展示館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

（指定管理者の指定の基準）

第9条 指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 展示館の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。

(2) 展示館の設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。

(3) 展示館の管理を的確に遂行するに足る人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

（指定管理者が行う管理の基準）

第10条 指定管理者は、展示館の開館時間及び休館日の定めに従い、展示館を適正に利用に供

さなければならない。

2 前項の展示館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) ホールの使用の許可に関する業務
- (3) 展示館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、展示館の管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

使用時間	利用料金の上限額	
	市民	市民以外の者
午前10時から午後1時まで	2,180円	3,270円
午後1時から午後5時まで	2,900円	4,360円
午後5時から午後9時まで	2,900円	4,360円

備考 使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合（入場料等のうち最高額のものが1,500円未満の場合を除く。）又は営利若しくは営業宣伝その他これに類すること（以下「営利等」という。）を目的として使用する場合は、利用料金の上限額は、この表による利用料金の上限額に次に定める割合に相当する額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 入場料等のうち最高額のものが1,500円以上3,500円未満の場合 5割
- (2) 入場料等のうち最高額のものが3,500円以上の場合 10割
- (3) 営利等を目的として使用する場合（前2号に該当する場合を除く。） 5割

議案第 32 号

大津市街並み博物館条例を廃止する条例の制定について

平成 27 年 2 月 16 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市街並み博物館条例を廃止する条例

大津市街並み博物館条例（平成 2 年条例第 27 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

平成 27 年 2 月 16 日提出

大津市長 越 直 美

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例（平成 24 年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市特別職報酬等審議会の項の次に次のように加える。

大津市職員分限懲戒審査委員会	一般職の職員の分限及び懲戒に関し必要な事項を審査等すること。	3 人	学識経験を有する者
大津市民間提案型アウトソーシング事業審査委員会	事業者等からの提案を受けて外部委託等を行う事業の選定等のために必要な事項を審査等すること。	6 人以内	学識経験を有する者及び市長が指名する市職員

別表市長の部大津市スポーツ推進審議会の項の次に次のように加える。

大津市富士見市民温水プール整備・運営事業審査委員会	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して大津市富士見市民温水プール整備・運営事業を実施するために必要な事項を審査等すること。	6 人以内	学識経験を有する者及び市長が指名する市職員
---------------------------	--	-------	-----------------------

別表市長の部大津市市民提案による地域福祉推進事業選定委員会の項の次に次のように加える。

大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定に基づく特定教育・保育施設等の確認を受けて事業を行うために施設等の整備を行おうとする者	8 人以内	学識経験を有する者及び市長が指名する市職員
-----------------------	---	-------	-----------------------

	及び本市から補助金の交付を受けて社会福祉施設等の整備を行おうとする者の事業計画を審査等すること。		
--	--	--	--

別表市長の部大津市公設地方卸売市場のあり方検討委員会の項の次に次のように加える。

大津市ごみ処理施設整備・運営事業審査委員会	民間の経営能力及び技術的能力を活用してごみ処理施設整備・運営事業を実施するために必要な事項を審査等すること。	8人以内	学識経験を有する者、環境衛生関係団体から選出された者及び市長が指名する市職員
-----------------------	--	------	--

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第34号

大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例の一部を改正する条例

大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例（平成20年条例第1号）の一部を
次のように改正する。

本則中「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 35 号

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

平成 27 年 2 月 16 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正
する条例

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和 31 年条例第 19
号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 教育委員会委員長の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により在職する教育長の教育委員会の委員としての任期中における教育委員会委員長に対する報酬の支給については、なお従前の例による。

大津市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市行政手続条例の一部を改正する条例

大津市行政手続条例（平成8年条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条～第36条）」を「第4章 行政指導（第30条～第36条）」に改める。
第4章の2 処分等の求め（第36条の2）」

第2条第8号中「（第36条第1項ただし書においては、法令）」を削り、「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条第1項中「第4章」を「第4章の2」に改め、同項第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第8号中「かかわる」を「関わる」に改め、同項第11号中「、第36条に規定する苦情の申出の手続」を削る。

第31条第2項中「、又は第36条第1項の規定による苦情の申出をしたこと」を削る。

第33条中「第36条第1項ただし書」を「次条第2項」に改める。

第34条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第36条を次のように改める。

(行政指導の中止等の求め)

第36条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律、本市の条例又は滋賀県の条例に置かれているものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の相手方は、当該行政指導が当該法律、本市の条例又は滋賀県の条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律、本市の条例又は滋賀県の条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律、本市の条例又は滋賀県の条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第36条の2 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容

- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(大津市市税条例の一部改正)

2 大津市市税条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「第34条第3項」を「第34条第4項」に、「第2条第10号」を「第2条第9号」に、「第34条第2項」を「第34条第3項」に改める。

議案第 37 号

大津市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について

平成 27 年 2 月 16 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

大津市交通安全対策会議条例（昭和 45 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「建設部」を「市民部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成23年条例第48号）の一部を次のように改正する。

目次中「外部監察員」を「大津市公正職務審査委員会」に改める。

第13条第7項中「外部監察員（市と第23条に規定する外部監察契約を締結し、かつ、当該契約の期間内にある者をいう。以下同じ。）に協議又は支援」を「第23条第1項の規定により置かれる大津市公正職務審査委員会（以下同項を除き、「委員会」という。）に意見」に改める。

第14条第1項及び第2項中「コンプライアンス担当組織長又は外部監察員」を「委員会又はコンプライアンス担当組織長」に改める。

第15条第1項及び第2項を次のように改める。

委員会は、公益目的通報を受けた場合において、当該通報対象事実について調査の必要があると認めるときは、速やかに、その旨をコンプライアンス担当組織長に報告するものとする。ただし、コンプライアンス担当組織長に報告することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

2 コンプライアンス担当組織長は、公益目的通報を受けた場合において、当該通報対象事実について調査の必要があると認めるときは、速やかに、その旨を委員会に報告するものとする。

第15条第3項を削り、同条第4項中「コンプライアンス担当組織長又は外部監察員」を「委員会又はコンプライアンス担当組織長」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を

加え、同条第5項を削る。

- 4 前項の場合において、委員会はコンプライアンス担当組織長に、コンプライアンス担当組織長は委員会に、それぞれ当該通報対象事実について調査の必要がないと認める旨を報告するものとする。

第16条第1項及び第2項を次のように改める。

前条第1項の規定により委員会が調査の必要があると認めた場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）又は同条第2項の規定によりコンプライアンス担当組織長が調査の必要があると認めた場合における当該通報対象事実の調査は、市長が委員会の意見を聴いてコンプライアンス担当組織長又は当該通報に係る事務事業を所管するコンプライアンス推進員（第27条第1項に規定するコンプライアンス推進員をいう。以下同じ。）のうちから指名する者が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書に規定する場合その他委員会が必要と認める場合は、あらかじめ市長に通知した上で、委員会が自ら通報対象事実の調査を行うことができる。

第16条第3項中「コンプライアンス担当組織長及びコンプライアンス推進員は、前2項の調査を行うときは」を「前2項の規定により通報対象事実の調査を行う者は」に改め、同条第5項中「当該執行機関等」を「委員会」に改める。

第17条第1項中「執行機関等」を「委員会」に、「前条第5項」を「前条第2項の規定による通報対象事実の調査を終えたとき、又は同条第5項」に改め、同条第2項中「執行機関等」を「委員会」に、「措置が講じられるべき者」を「勧告に係る措置の対象となる者」に改め、同条第3項中「執行機関等」を「委員会」に改め、「場合は」の次に「、執行機関等に対し」を加え、「講じなければならない」を「講ずるよう勧告するものとする」に改め、同条第4項から第6項までを次のように改め、同条第7項及び第8項を削る。

- 4 執行機関等は、前項の勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告を踏まえて検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じ、その内容を委員会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。ただし、当該公益目的通報が第2条第8号イに規定するものに対するものであって、市民全体の公益に影響を及ぼすおそれがないと認めるときは、公表することを要しない。

- 5 委員会は、前項の規定により執行機関等が講じた措置により通報対象事実に係る行為の是正等が図られているかについて適宜確認し、必要があると認めるときは、執行機関等に対し、更に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

6 第4項の規定は、執行機関等が前項の勧告を受けた場合について準用する。

第18条中「執行機関等」を「委員会」に改め、「ときは」の次に「、執行機関等に対し」を加え、「講ずる」を「講ずるよう勧告する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 執行機関等は、前項の勧告を受けたときは、当該勧告を踏まえて検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない。

第19条第1項本文を次のように改め、同条第2項を削る。

委員会は、第17条第1項の規定により通報対象事実がないと決定したとき、又は同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けたときは、その旨を公益目的通報者に通知しなければならない。

第21条第1項中「コンプライアンス担当組織長又は外部監察員」を「委員会又はコンプライアンス担当組織長」に改める。

第22条を次のように改める。

（不利益取扱いの是正措置等）

第22条 委員会は、前条第1項の申出を行った者（第3項において「申出者」という。）が公益目的通報をしたこと又は公益目的通報に係る通報対象事実の調査に協力したことにより不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、執行機関等に対し、速やかに是正又は防止のための必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。

2 執行機関等は、前項の勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告を踏まえて検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じ、その内容を委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の報告を受けたときは、その旨を申出者に通知しなければならない。

第5章を次のように改める。

第5章 大津市公正職務審査委員会

（委員会の設置等）

第23条 公益目的通報及び不当要求行為等に適切に対処するため、市長の附属機関として大津市公正職務審査委員会を置く。

2 委員会は、この条例によりその権限に属するものとされた事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 公益目的通報に関する事項

(2) 不当要求行為に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、職員等の公正な職務の執行の確保に関し必要な事項

3 委員会は、前項に規定するもののほか、大津市長等倫理条例（平成27年条例第 号）によりその権限に属するものとされた事項を処理するものとする。

4 委員会は、第2項各号に掲げる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

（委員会の組織）

第24条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置く。

6 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

7 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（委任）

第25条 前2条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる要望等及び公益目的通報について適用する。

大津市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例

大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号）の一部を次のように改正する。

前文中「取り組まなければなりません」の次に「。また、いじめが起きたときには、子どもの声に耳を傾け、子どもの主体性を尊重し、子どもの育ちを支援することを旨として、基本的人権の侵害から子どもを救わなければなりません」を加える。

第2条に次の1項を加える。

2 いじめに係る対策は、子どもにとって最善の方策が講じられるよう、子どもの意見を尊重すること、及び子どもの育ちを総合的に支援することを旨として行われなければならない。

第3条第1号中「子どもが」を「子どもに対し、当該子どもと」に、「者から、」を「者が行う」に、「攻撃を受けることにより、精神的又は肉体的な苦痛を感じるもの」を「影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む。）」に改め、同条ただし書中「児童の虐待」を「児童虐待」に改める。

第5条第4項中「それぞれの学年」を「当該学校及び各学年」に改め、「学級の」を削る。

第11条中「いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には」を「子どものいじめ（疑いのある行為を含む。）に関し」に改める。

第21条を第23条とする。

第20条の見出し中「協力要請」を「要請等」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、第5条及び第10条第3項に規定する市立学校の責務又は義務として定められた事項について、これらの規定の趣旨にのっとり、市立学校を除く学校においても必要な取組が実施されるよう、当該学校の設置者又は管理者に対し、必要に応じて要請することができる。

第20条第2項中「第17条に規定する市立学校に係る規定について、協力を」を「委員会の職務の遂行に協力するよう」に改め、同条を第22条とし、第19条を第21条とする。

第18条第1項中「毎年」の次に「、前年度」を加え、同条を第20条とする。

第17条前段中「市立学校、」を削り、「調査等」を「職務の遂行」に改め、同条後段を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次のように加え、同条を第19条とする。

市の機関は、委員会の職務の遂行に協力しなければならない。

第16条第1項中「市長は、委員会からの調査等の結果の報告を受け、当該報告」を「委員会は、前条第1項又は第2項の規定による調査の結果」に改め、「調査等の結果により、いじめを行ったと認められる」を削り、同条第2項中「市長は、」を「委員会は、前項の」に、「を委員会」を「(次項及び第4項の規定により委員会が報告を受けた事項を含む。)を市長」に改め、同条第3項中「是正」を「第1項の是正」に改め、「者」の次に「(市の機関並びに国及び滋賀県の所管に属する機関を除く。)」を、「執る」の次に「とともに、その対応状況を委員会に報告する」を加え、同条第4項中「是正の要請を受けた者は」を「市の機関は、第1項の是正の要請を受けたときは、これを尊重し」に、「市長」を「委員会」に改め、「よう努める」を削り、同条第5項を削り、同条を第18条とする。

第15条第5項中「定めるほか」を「定めるもののほか」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 委員の報酬の額は、大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年条例第19号）の規定にかかわらず、日額14,000円とする。

第15条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 委員は、基本理念にのっとり、公正かつ適切に委員会の職務を遂行するものとする。

第15条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

（事実関係の調査）

第17条 第15条第2項の事実関係の調査は、第12条の規定による申立てに基づき、又は委員会が必要と認めた場合において実施することができる。ただし、規則で定める場合においては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号に掲げる場合にあっては、規則で定める事由に該当する場合を除き、当該各号に定める調査を委員会に行わせることができる。

(1) いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に規定する重大事態(市立学校に通学する子どもに係るものに限る。以下「重大事態」という。)が発生した場合 同項の規定による調査に並行して行う調査

(2) 前号に掲げる場合のほか、事実関係の調査が特に必要であると市長が認めるいじめ(疑いのある行為を含む。)が発生した場合 委員会の意見を聴いた上で、市長が特に必要と認める調査

3 前2項の規定により委員会が調査を行うときは、子どもに過度な負担が生じないよう最大限配慮されなければならない。

4 委員会は、第1項又は第2項の規定による調査を実施したときは、その結果を市長に報告するものとする。

5 この条に定めるもののほか、第1項又は第2項の規定による調査に関し必要な事項は、規則で定める。

第14条の見出しを「(大津の子どもをいじめから守る委員会の職務等)」に改め、同条第1項中「相談等を受けた」を削り、「(いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。)」について、必要な調査、調整等を行う」を「が基本的人権の侵害であることに鑑み、子どもをいじめから救済し、その解決を図る」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、前項の目的を達成するため、市が相談等を受け、若しくは市の職員が職務上において把握したいじめ(疑いのある行為を含む。)又は第12条の規定による申立てがあつたいじめにつき、審議の上、子どもの支援(関係の調整を含む。以下同じ。)及び事実関係の調査を行うものとする。

第14条第4項中「対して」を「対し、」に改め、「求める」の次に「ほか、第2項の子どもの支援に関し必要な意見を述べる」を加え、同条第5項中「応じる」の次に「とともに、必要に応じ、いじめに関して教育委員会と協議する」を加え、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(救済の申立て)

第12条 いじめを受けた子ども及びその保護者は、第15条第1項の規定により置かれる大津の子どもをいじめから守る委員会に対し、当該いじめからの救済を申し立てることができる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第18条の2に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において規則で定める額

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	142,100	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100
	2	138,700	143,200	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200
	3	139,900	144,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200
	4	141,000	145,400	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200
	5	142,100	146,500	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200
	6	143,200	147,900	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200
	7	144,300	149,200	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200
	8	145,400	150,500	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300
	9	146,500	151,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000
	10	147,900	153,300	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100
	11	149,200	154,800	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100
	12	150,500	156,400	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200
	13	151,800	157,700	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900
	14	153,300	159,200	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200
	15	154,800	160,700	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500
	16	156,400	162,200	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800
	17	157,700	163,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900
	18	159,200	166,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300
	19	160,700	168,900	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800
	20	162,200	171,500	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200
	21	163,600	174,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400
	22	166,300	175,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800
	23	168,900	177,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300
	24	171,500	179,300	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800
	25	174,200	180,800	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900
	26	175,900	182,600	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000
	27	177,600	184,400	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200
	28	179,300	186,100	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400
	29	180,800	187,700	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400
	30	182,600	189,500	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300
	31	184,400	191,300	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200
	32	186,100	193,100	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100
	33	187,700	194,700	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900
	34	189,200	196,500	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800
	35	190,700	198,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500
	36	192,200	200,100	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000
	37	193,500	201,800	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700
	38	194,800	203,600	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300
	39	196,100	205,400	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100
	40	197,400	207,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700
	41	198,700	208,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200
	42	200,000	210,400	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	
	43	201,300	212,100	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	
	44	202,600	213,900	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000	
	45	203,800	215,600	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300	
	46	205,100	217,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700		
	47	206,400	219,000	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100		

48	207,700	220,600	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800
49	208,800	222,200	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300
50	209,900	223,900	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700
51	211,000	225,600	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100
52	212,100	227,200	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500
53	213,300	228,700	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900
54	214,300	230,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300
55	215,300	231,800	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700
56	216,300	233,200	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000
57	217,100	234,600	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
58	218,100	235,800	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
59	219,000	237,000	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
60	220,000	238,300	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
61	220,800	239,600	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
62	221,800	241,000	323,400	362,900	379,400	401,800	
63	222,800	242,300	324,200	363,600	380,000	402,100	
64	223,800	243,600	325,000	364,300	380,600	402,400	
65	224,500	244,600	325,900	364,600	381,000	402,700	
66	225,500	246,100	326,300	365,300	381,600	403,000	
67	226,500	247,700	327,000	366,000	382,200	403,300	
68	227,600	249,200	327,800	366,700	382,800	403,600	
69	228,400	250,600	328,600	367,000	383,200	403,800	
70	229,200	252,000	329,300	367,600	383,700	404,100	
71	230,000	253,400	330,000	368,300	384,200	404,400	
72	230,800	254,800	330,700	368,900	384,800	404,700	
73	231,600	256,000	331,200	369,200	385,100	404,900	
74	232,300	257,300	331,800	369,800	385,500	405,200	
75	233,000	258,700	332,300	370,500	385,900	405,500	
76	233,700	260,100	332,900	371,100	386,300	405,700	
77	234,400	261,400	333,200	371,500	386,600	405,900	
78	235,200	262,500	333,700	372,000	386,900	406,200	
79	236,000	263,800	334,100	372,600	387,200	406,500	
80	236,800	265,100	334,600	373,100	387,500	406,700	
81	237,500	266,200	335,000	373,600	387,700	406,900	
82	238,200	267,300	335,500	374,200	388,000	407,200	
83	238,900	268,600	336,000	374,700	388,300	407,500	
84	239,600	269,900	336,500	375,000	388,500	407,700	
85	240,300	271,000	336,800	375,400	388,700	407,900	
86		272,000	337,200	375,900	389,000		
87		273,100	337,700	376,300	389,300		
88		274,200	338,100	376,700	389,500		
89		275,400	338,400	377,100	389,700		
90		276,400	338,800	377,600	390,000		
91		277,300	339,300	378,000	390,300		
92		278,300	339,700	378,400	390,500		
93		279,100	339,900	378,700	390,700		
94		280,000	340,300				
95		280,800	340,800				
96		281,700	341,200				
97		282,700	341,300				
98		283,500	341,800				

	99		284,300	342,200						
	100		285,100	342,500						
	101		285,900	342,800						
	102		286,400	343,200						
	103		286,800	343,600						
	104		287,300	344,000						
	105		287,400	344,500						
	106		287,800	344,900						
	107		288,000	345,300						
	108		288,400	345,700						
	109		288,600	346,200						
	110		288,800	346,600						
	111		289,200	346,900						
	112		289,500	347,200						
	113		289,800	347,700						
	114		290,100							
	115		290,400							
	116		290,800							
	117		291,100							
	118		291,500							
	119		291,800							
	120		292,200							
	121		292,300							
	122		292,500							
	123		292,900							
	124		293,300							
	125		293,500							
再任用 職 員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2イを次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員			円	円	円	円	円	円
	1		142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700
	2		143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700
	3		145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900
	4		146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100
	5		147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100
	6		149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300
	7		151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400
	8		153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600
	9		154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600
	10		156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700
	11		158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900
	12		159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000

13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700	398,100
14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700	400,100
15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600	402,100
16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600	404,200
17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600	406,000
18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600	408,000
19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600	409,900
20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600	412,000
21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400	413,800
22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400	415,400
23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500	417,000
24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600	418,500
25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000	420,000
26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800	421,300
27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600	422,600
28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300	423,900
29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100	425,200
30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600	426,400
31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200	427,600
32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900	428,700
33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200	429,900
34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500	431,100
35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800	432,300
36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000	433,500
37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100	434,800
38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300	435,600
39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400	436,000
40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500	436,700
41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300	437,200
42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100	437,600
43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900	438,000
44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700	438,400
45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100	438,800
46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700	439,200
47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200	439,600
48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600	439,900
49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000	440,200
50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300	440,600
51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600	440,900
52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900	441,200
53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200	441,500
54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500	
55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800	
56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100	
57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400	
58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700	
59	222,900	264,500	303,200		371,300	402,000	
60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400	
61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600	
62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900	
63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200	
64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500	

	65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700	
	66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600		
	67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300		
	68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900		
	69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300		
	70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800		
	71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300		
	72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800		
	73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400		
	74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900		
	75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500		
	76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100		
	77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600		
	78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100		
	79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600		
	80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100		
	81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400		
	82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900		
	83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300		
	84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700		
	85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100		
	86		287,200	323,100	344,000			
	87		287,400	323,300	344,300			
	88		287,600	323,700	344,600			
	89		288,000	324,100	345,000			
	90		288,200	324,500	345,300			
	91		288,400	324,900	345,700			
	92		288,600	325,300	346,000			
	93		289,000	325,600	346,400			
	94		289,200	325,800	346,700			
	95		289,400	326,200	347,000			
	96		289,700	326,500	347,300			
	97		290,100	326,700	347,600			
	98		290,400	327,000	348,000			
	99		290,600	327,300	348,400			
	100		290,900	327,600	348,800			
	101		291,200	327,800	349,300			
	102		291,400	328,100	349,700			
	103		291,600	328,500	350,100			
	104		291,900	328,700	350,500			
	105		292,200	328,800	351,000			
	106			329,100				
	107			329,500				
	108			329,700				
	109			329,900				
	110			330,300				
	111			330,700				
	112			331,100				
	113			331,300				
再任用職員		186,400	213,000	241,200	254,600	279,800	320,500	362,700

備考 この表は、獣医師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（平成26年度における職員の給与の特例に関する条例（平成26年条例第9号）第3条の規定により減額される前の給料月額とする。）に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第 41 号

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

平成 27 年 2 月 16 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 28 年条例第
53 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 中「または」を「又は」に改め、「の職」を削り、「もの」を「職にあるもの（次条
において「管理職員」という。）」に改める。

第 3 条の 3 中「日をいう」の次に「。以下同じ」を加え、「前条の管理職手当の支給対象となる
職員」を「管理職員」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、災害への対処その他の臨時又は緊急
の必要により週休日等（週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等をいう。）
以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した管
理職員に対して支給する。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第42号

大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大津市教育公務員の給与に関する条例（昭和32年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円
	1	150,900	166,700	284,800
	2	152,400	168,800	287,500
	3	153,900	170,900	290,400
	4	155,400	173,100	293,100
	5	157,100	175,100	295,700
	6	159,000	177,300	298,100
	7	160,800	179,500	300,600
	8	162,600	181,700	303,200
	9	164,400	184,000	305,700
	10	166,500	186,800	308,500
	11	168,500	189,500	311,300
	12	170,500	192,200	314,200
	13	172,500	195,100	316,800
	14	174,700	196,800	319,000

15	176,900	198,400	321,200
16	179,100	200,100	323,500
17	181,400	201,900	325,800
18	184,000	203,600	328,000
19	186,500	205,300	330,300
20	189,000	206,900	332,500
21	191,500	208,700	334,800
22	193,200	210,600	337,000
23	194,900	212,500	339,300
24	196,600	214,400	341,600
25	198,100	216,100	343,700
26	199,700	218,100	345,500
27	201,300	220,100	347,400
28	202,800	222,100	349,300
29	204,500	224,000	351,200
30	206,200	226,700	353,000
31	207,900	229,400	354,700
32	209,600	232,100	356,600
33	211,100	234,700	358,300
34	212,800	237,500	360,000
35	214,500	240,100	361,700
36	216,200	242,800	363,500
37	217,700	245,400	365,400
38	219,400	247,900	366,900
39	221,100	250,400	368,500
40	222,800	252,900	370,100
41	224,400	255,600	371,400
42	226,100	258,000	372,800
43	227,700	260,300	374,300
44	229,300	262,600	375,800
45	231,000	264,900	377,300
46	232,500	267,200	378,900
47	234,000	269,400	380,500
48	235,400	271,600	382,000
49	237,000	274,000	383,400
50	238,400	276,000	384,900
51	240,000	278,100	386,400
52	241,200	280,200	387,800
53	242,500	282,200	389,000
54	244,000	284,800	390,300

55	245,300	287,200	391,400
56	246,600	289,700	392,500
57	248,000	291,900	394,000
58	249,200	294,500	395,200
59	250,400	297,000	396,400
60	251,700	299,700	397,700
61	253,100	302,100	398,900
62	254,500	304,500	399,900
63	255,800	307,000	401,300
64	256,800	309,400	402,600
65	257,800	311,800	403,800
66	259,300	314,000	404,900
67	260,900	316,100	406,100
68	262,400	318,300	407,200
69	264,000	320,600	408,200
70	265,500	322,700	409,400
71	267,000	324,900	410,600
72	268,500	326,900	411,800
73	269,700	329,100	412,400
74	270,900	331,200	413,200
75	272,200	333,400	413,900
76	273,500	335,600	414,400
77	274,900	337,400	414,700
78	276,000	339,300	415,100
79	277,200	341,200	415,500
80	278,400	343,000	415,900
81	279,700	344,800	416,200
82	280,700	346,600	416,600
83	281,900	348,300	417,000
84	283,100	350,100	417,300
85	284,100	351,500	417,600
86	285,000	353,100	418,000
87	286,000	354,800	418,400
88	287,000	356,300	418,700
89	288,100	357,700	419,000
90	289,000	359,000	419,300
91	289,900	360,400	419,600
92	290,800	361,800	419,800
93	291,300	363,300	420,000
94	292,000	364,600	

95	292,800	365,900
96	293,600	367,100
97	294,400	368,100
98	295,200	369,100
99	296,000	370,100
100	296,700	371,100
101	297,600	372,000
102	298,100	373,000
103	298,600	374,000
104	299,100	375,000
105	299,300	375,800
106	299,700	376,700
107	300,000	377,600
108	300,200	378,600
109	300,400	379,400
110	300,600	380,400
111	300,900	381,400
112	301,200	382,400
113	301,400	383,000
114	301,600	383,900
115	301,800	384,800
116	302,100	385,700
117	302,400	386,500
118	302,700	387,200
119	303,000	388,000
120	303,300	388,800
121	303,400	389,400
122	303,600	390,200
123	303,900	390,900
124	304,200	391,600
125	304,400	392,200
126		392,900
127		393,400
128		394,000
129		394,700
130		395,300
131		395,800
132		396,300
133		396,600
134		396,900

	135		397,200	
	136		397,500	
	137		397,800	
	138		398,100	
	139		398,400	
	140		398,700	
	141		399,000	
	142		399,300	
	143		399,600	
	144		399,900	
	145		400,100	
	146		400,400	
	147		400,700	
	148		400,900	
	149		401,100	
	150		401,400	
	151		401,700	
	152		401,900	
	153		402,100	
	154		402,400	
	155		402,700	
	156		402,900	
	157		403,100	
再任用職員		222,900	268,800	322,100

備考

- 1 この表は、教員に適用する。
- 2 その属する職務の級が3級である教員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	150,900	166,700	284,800	404,400
	2	152,400	168,800	287,500	405,900
	3	153,900	170,900	290,400	407,400
	4	155,400	173,100	293,100	408,900

5	157,100	175,100	295,700	410,300
6	159,000	177,300	298,100	411,700
7	160,800	179,500	300,600	413,200
8	162,600	181,700	303,200	414,800
9	164,400	184,000	305,700	416,200
10	166,500	186,800	308,500	417,600
11	168,500	189,500	311,300	419,000
12	170,500	192,200	314,200	420,300
13	172,500	195,100	316,800	421,600
14	174,700	196,800	319,000	423,000
15	176,900	198,400	321,200	424,400
16	179,100	200,100	323,500	425,800
17	181,400	201,900	325,800	427,000
18	184,000	203,600	328,000	428,300
19	186,500	205,300	330,300	429,500
20	189,000	206,900	332,500	430,800
21	191,500	208,700	334,800	431,900
22	193,200	210,600	337,000	433,100
23	194,900	212,500	339,300	434,400
24	196,600	214,400	341,600	435,700
25	198,100	216,100	343,700	437,000
26	199,700	218,100	345,500	438,200
27	201,300	220,100	347,400	439,200
28	202,800	222,100	349,300	440,300
29	204,500	224,000	351,200	441,500
30	206,200	226,700	353,000	442,300
31	207,900	229,400	354,700	443,100
32	209,600	232,100	356,600	444,000
33	211,100	234,700	358,300	444,900
34	212,800	237,500	360,000	445,400
35	214,500	240,100	361,700	445,900
36	216,200	242,800	363,500	446,400
37	217,700	245,400	365,400	446,900
38	219,400	247,900	366,900	
39	221,100	250,400	368,500	
40	222,800	252,900	370,100	
41	224,400	255,600	371,400	
42	226,100	258,000	372,800	
43	227,700	260,300	374,300	
44	229,300	262,600	375,800	

45	231,000	264,900	377,300
46	232,500	267,200	378,900
47	234,000	269,400	380,500
48	235,400	271,600	382,000
49	237,000	274,000	383,400
50	238,400	276,000	384,900
51	240,000	278,100	386,400
52	241,200	280,200	387,800
53	242,500	282,200	389,000
54	244,000	284,800	390,300
55	245,300	287,200	391,400
56	246,600	289,700	392,500
57	248,000	291,900	394,000
58	249,200	294,500	395,200
59	250,400	297,000	396,400
60	251,700	299,700	397,700
61	253,100	302,100	398,900
62	254,500	304,500	399,900
63	255,800	307,000	401,300
64	256,800	309,400	402,600
65	257,800	311,800	403,800
66	259,300	314,000	404,900
67	260,900	316,100	406,100
68	262,400	318,300	407,200
69	264,000	320,600	408,200
70	265,500	322,700	409,400
71	267,000	324,900	410,600
72	268,500	326,900	411,800
73	269,700	329,100	412,400
74	270,900	331,200	413,200
75	272,200	333,400	413,900
76	273,500	335,600	414,400
77	274,900	337,400	414,700
78	276,000	339,300	415,100
79	277,200	341,200	415,500
80	278,400	343,000	415,900
81	279,700	344,800	416,200
82	280,700	346,600	416,600
83	281,900	348,300	417,000
84	283,100	350,100	417,300

85	284,100	351,500	417,600
86	285,000	353,100	418,000
87	286,000	354,800	418,400
88	287,000	356,300	418,700
89	288,100	357,700	419,000
90	289,000	359,000	419,300
91	289,900	360,400	419,600
92	290,800	361,800	419,800
93	291,300	363,300	420,000
94	292,000	364,600	
95	292,800	365,900	
96	293,600	367,100	
97	294,400	368,100	
98	295,200	369,100	
99	296,000	370,100	
100	296,700	371,100	
101	297,600	372,000	
102	298,100	373,000	
103	298,600	374,000	
104	299,100	375,000	
105	299,300	375,800	
106	299,700	376,700	
107	300,000	377,600	
108	300,200	378,600	
109	300,400	379,400	
110	300,600	380,400	
111	300,900	381,400	
112	301,200	382,400	
113	301,400	383,000	
114	301,600	383,900	
115	301,800	384,800	
116	302,100	385,700	
117	302,400	386,500	
118	302,700	387,200	
119	303,000	388,000	
120	303,300	388,800	
121	303,400	389,400	
122	303,600	390,200	
123	303,900	390,900	
124	304,200	391,600	

	125	304,400	392,200		
	126		392,900		
	127		393,400		
	128		394,000		
	129		394,700		
	130		395,300		
	131		395,800		
	132		396,300		
	133		396,600		
	134		396,900		
	135		397,200		
	136		397,500		
	137		397,800		
	138		398,100		
	139		398,400		
	140		398,700		
	141		399,000		
	142		399,300		
	143		399,600		
	144		399,900		
	145		400,100		
	146		400,400		
	147		400,700		
	148		400,900		
	149		401,100		
	150		401,400		
	151		401,700		
	152		401,900		
	153		402,100		
	154		402,400		
	155		402,700		
	156		402,900		
	157		403,100		
再任用職員		222,900	268,800	322,100	402,900

備考

- 1 この表は、指導主事に適用する。
- 2 その属する職務の級が3級である指導主事の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（平成26年度における職員の給与の特例に関する条例（平成26年条例第9号）第3条の規定により減額される前の給料月額とする。）に達しないこととなるもの（教育委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、教育委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、教育委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

議案第43号

大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

大津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、地域手当」を削る。

第3条第1項第2号中「834,000円」を「897,000円」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「及び地域手当」及び「の合計額」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第44号

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、地域手当」を削る。

第3条第1項中「736,000円」を「794,000円」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「及び地域手当」及び「の合計額」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第45号

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき」を削る。

第2条中「、地域手当」を削る。

第3条第1項中「736,000円」を「794,000円」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「他の」、「及び地域手当」及び「の合計額」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「他の」を削り、同項を同条第3項とする。

第5条及び第6条中「他の一般職」を「一般職」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例（昭和36年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、地域手当」を削る。

第3条中「588,000円」を「639,000円」に改める。

第4条の見出しを「（期末手当等の額）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「及び地域手当」及び「の合計額」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第47号

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

大津市職員退職手当支給条例（昭和37年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次条第2項並びに第5条第1項及び第2項」を「以下この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号及び同条第2項」に改める。

第6条の4第1項第1号中「54,150円」を「70,400円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第3号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第4号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第5号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第6号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第7号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第8号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第7条第6項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第7条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

議案第48号

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「及び第2号」を削り、同項ただし書を削り、同条第2項中「及び第2号」を削り、同項ただし書を削る。

別表第19項第1号の表を次のように改める。

床面積の合計	金額（1件につき）
30平方メートル以内のもの	17,000円。ただし、構造計算書の添付を要しないものにあつては、12,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	26,000円。ただし、構造計算書の添付を要しないものにあつては、18,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	40,000円。ただし、構造計算書の添付を要しないものにあつては、27,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	53,000円。ただし、構造計算書の添付を要しないものにあつては、35,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	93,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	140,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	240,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	290,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	470,000円
50,000平方メートルを超えるもの	780,000円

備考 この表の床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定する。

(ア) 建築物を建築する場合（(イ)に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

(イ) 確認を受け、又は適合すると認められた建築物の計画の変更（以下この備考において「計画の変更」という。）をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

(ロ) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（(エ)に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(エ) 計画の変更をして、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

別表第19項第1号の2を削り、同項第4号から同項第8号までの規定中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同項第9号から同項第11号までの規定中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同項第12号中「第18条第22項」を「第18条第24項」に、「仮使用承認申請」を「仮使用の認定の申請」に改め、同表第51項中「。この場合における同号の規定の適用については、同号の表のイ項中「算定した金額」とあるのは、「算定した金額に100分の108を乗じて得た金額」とする。」を削り、同表第52項第1号イ並びに第60項第2号及び第4号中「。この場合における同号の規定の適用については、同号の表イの項中「算定した金額」とあるのは、「算定した金額に100分の108を乗じて得た金額」とする。」を削る。

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

議案第49号

大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大津市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「消化器内科」を「消化器内科 消化器外科」に、「小児科」を「小児科 小児循環器内科」に、「形成外科」を「形成外科 病理診断科 乳腺外科 救急科 緩和ケア内科」に改め、同条第3項中「第8条の2第4項」を「第8条の2第3項」に、「同条第5項に規定する介護予防訪問リハビリテーション及び同条第6項」を「同条第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション及び同条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。